

平成30年度国民健康保険特別会計当初予算額

(単位:千円)

歳入	予算額	歳出	予算額
1 国民健康保険税	188,690	1 総務費	11,726
5 県支出金	669,063	2 保険給付費	666,080
8 繰入金	61,163	3 国民健康保険事業費納付金	193,386
9 繰越金	30,549	8 保健事業費	10,299
10 使用料及び手数料	102	9 基金積立金	124
11 財産収入	124	10 公債費	90
12 諸収入	309	11 諸支出金	24,005
		12 繰出金	1
		13 予備費	44,289
歳入合計	950,000	歳出合計	950,000

## 平成30年度国民健康保険特別会計 予算の概要

### 【重点項目】

平成30年4月から国民健康保険制度改革により、岐阜県が保険者として加わることでその制度が大きく変わります。

具体的に変更になる点としては、次の3点です。

1. 保険税の算定根拠が、市町村ごとの保険給付費から県に納める納付金に変更
2. 保険給付費の全額が県からの交付金で支給（高額医療・共同化事業の廃止）
3. 資格管理において、高額療養費の多数該当が県内で通算してカウントへ

ただし、保険税の賦課及び徴収や保険証の発行などの事務手続きについては、いままでどおり市町村が行うことになります。

また、納付金算定においても市町村ごとの医療費水準が影響してくることから、当町の1人当たり医療費の増加抑制を図ると共に、以下の点に取り組むことで町国保特別会計の健全な運営が継続できるように努めていきます。

1. 年金受給者からの特別徴収以外の被保険者の口座振替の推進
2. 国民健康保険税収納率向上のため、各課との連携による滞納整理の強化と滞納処分の実施、また、短期被保険者証及び資格証明書を活用し、本人へ国保の重要性を認識させ、滞納の抑制と期限内納付を促す
3. ジェネリック医薬品の普及促進、レセプトの点検強化、適正受診の促進、インフルエンザ予防接種助成により、医療費の抑制を図る
4. 医療費抑制のため、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を目指し、人間ドックについても受診者を増やす
5. 平成30年度の国保制度改革（県域化）について周知を行う

### 【予算の概要】

（歳入）

本年度の税率につきましては、現行の保険税率のまま据え置きとします。

一般被保険者の保険税では、保険者数の減少を見込み、医療給付費分現年課税分として、平成29年度当初予算より6,107千円減の119,772千円を計上し、後期高齢者支援金分現年課税分は、2,542千円減の46,306千円を計上し、介護納付金分現年課税分では、1,656千円減の12,746千円を計上しました。滞納繰越分については、

滞納繰越見込額51,953千円うち9,163千円を計上しました。今後も滞納額を減らしていくため、短期被保険者証や資格証明書を活用するとともに滞納整理や滞納処分等の更なる強化を図っていきます。

退職被保険者の保険税については、退職資格者の減少に伴い、3,863千円減の720千円を計上しました。

国庫支出金については、制度改正に伴い療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金がすべて皆減となります。療給給付費等負担金・財政調整交付金等については、県の特別会計予算に直接収入されるようになります。特定健康診査負担金については、県支出金のうち保険給付費等交付金へ移されます。県支出金の特定健康診査負担金についても同様となります。

県支出金についても、同じく制度改正により高額医療費共同事業負担金、特定健康診査負担金、県財政調整交付金のうち普通調整交付金が皆減となります。ただし、特別調整交付金の一部が残り市町村に交付されるため、当初予算では特別調整交付金（市町村向け）1千円を計上しました。一方で保険給付費等交付金が創設されます。同交付金のうち普通交付分を660,037千円計上しました。歳出の保険給付費（出産育児一時金・葬祭費除く）の同額が普通交付分として県から交付されます。同交付金の特別交付分として、保険者努力支援分2,375千円、都道府県繰入金（2号分）540千円、特定健診等負担金分3,356千円をそれぞれ計上しました。特定健康診査等負担金分については、国費及び県費からの科目替となっていますが、補助率に変更はありません。対象事業費の増額により前年度614千円増を見込みました。

療養給付費交付金及び前期高齢者交付金についても皆減となります。

共同事業交付金・高額医療費共同事業交付金につきましても、県広域化に伴う制度廃止により皆減となります。

繰入金については、保険基盤安定繰入金について、軽減枠・保険者支援分の拡大により、1,664千円増の41,160千円を計上しました。事務費繰入金は、総務費総額より延滞金及び督促料等を除き、7,936千円減の11,320千円を計上し、出産育児一時金繰入金は、対象者を12名と見込み、同額の3,360千円を計上しました。

その他一般会計繰入金として波及増分を繰入れしていますが、県広域化にあたり県から新たに示された統一ルールに従い当町においても波及増分の繰入ルールの見直しを行いました。波及増分繰入金は、7,288千円減の3,172千円を計上しました。

#### （歳出）

特定健康診査等事業費については、前年比466千円増の7,482千円を計上しました。予定人数については、集団検診で740名、個別検診で60名、特定保健指導で37名と前年と同数を見込みました。ただし、国の特定健診に関する基準が変更になったことに伴い詳細健診の対象者（H29 80人→H30 340人）が、増加する見込みから業務委託料を増額しています。

国民健康保険事務経費では前年度の国保制度改正に伴うシステム導入経費が減額となることから、前年比24,713千円減の7,618千円を計上しました。

賦課徴収事務経費については、前年比54千円減の3,164千円を計上しました。

一般被保険者療養給付費は、被保険者数の減と一人当たり医療費の増を考慮し、前年比12,824千円減の560,000千円を計上し、退職被保険者等療養給付費につい

ては、退職資格者の減少を見込み前年比1,000千円減の5,000千円を計上しました。

療養費及び高額療養費については、一般・退職ともに平成29年度までの実績をより算出し、一般療養費については、前年比960千円増の7,000千円を計上、退職療養費では、前年比36千円増の300千円、一般高額療養費では、前年比7,775千円増の85,000千円、退職高額療養費では、前年比200千円減の1,000千円をそれぞれ計上しました。一般被保険者移送費及び退職被保険者移送費については、それぞれの療養給付費の0.01%以上を見込み、移送費全体で57千円を計上しています。

制度改正により上記、一般被保険者療養給付費から退職被保険者移送費までの合計660,037千円が、歳入 県支出金 保険給付費等交付金（普通交付分）として県から交付されるようになります。

出産育児一時金は、前年度と同額の12件で5,040千円を計上しました。葬祭費は、平成29年度実績を考慮して20件を見込み1,000千円を計上しました。

後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金、前期高齢者納付金、前期高齢者関係事務費拠出金、老人保健事務費拠出金、介護納付金はすべて皆減となります。

高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金についても県広域化に伴う制度廃止により皆減となります。

制度改正により国保事業費納付金が新たに創設されました。県のシステムにより算定された納付金額を県に納めます。一般医療給付費分国保事業納付金127,026千円、退職医療給付費分国保事業納付金277千円、一般後期高齢者支援金等分国保事業納付金51,463千円、退職後期高齢者支援金等分国保事業納付金131千円、介護納付金分国保事業納付金14,489千円をそれぞれ計上しました。

健康づくり推進事業費、保健事業経費では、合計で前年同額の2,817千円を計上しました。

国保基金積立金については、基金利子分の積み立てのみの124千円を計上しました。また、公債費については、一時借入金利子として90千円を計上しました。

一般被保険者保険税還付金、退職被保険者等保険税還付金および還付加算金については、実績を考慮した金額となっています。

償還金、過年度療養給付費交付金返還金については、前年度給付費の減を見込み23,001千円を計上しました。

予備費については、保険給付費666,080千円の3%以上の額（19,983千円以上）として44,289千円を計上しました。

歳入歳出それぞれ、950,000千円（対前年度比13.6%減）を計上しました。

以上が、平成30年度国民健康保険特別会計の予算説明です。